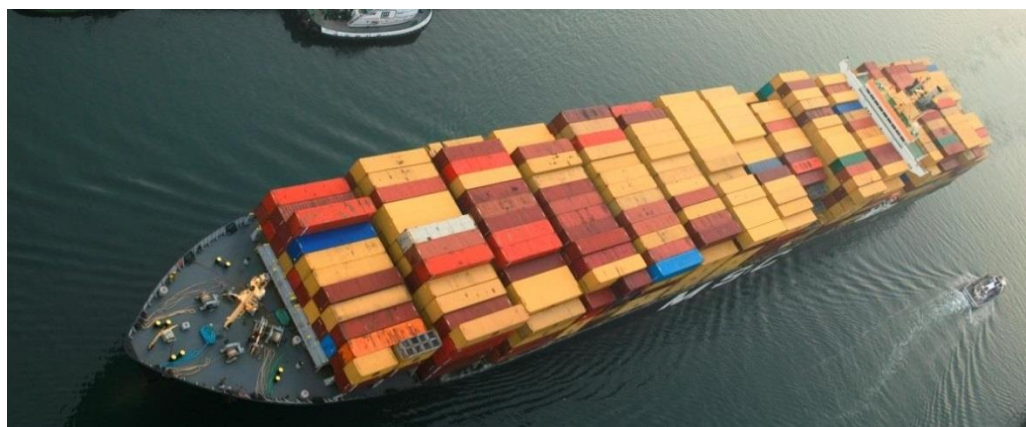


## 中国移転価格最新動向

# 国家税務総局の見解 サービス費及び管理費

ここ数年、中華人民共和国国家税務総局（以下、「国税総局」）はグループ内役務提供の移転価格管理を強化しています。2013年、国税総局が審査、終結させたグループ内役務提供に関わる移転価格事案によると、複数の企業が多額の調整を受けています（追徴金額が1億人民元超など）。移転価格調整の極端な事案によると、対応する調整ができないことにより、三重課税を受け、税務コストが増加したものもあります。最近、国税総局は、国連の税務委員会のメンバー国家として、グループ内役務提供に関する自国の主張のドラフト（以下、「当該ドラフト」）を国連税務委員会に提出しました。当該ドラフトは国連のウェブサイトからダウンロードすることができます。

当該ドラフトにおいて、国税総局は、グループ内役務提供についても、中国国内の税法規及び規章で規定された独立企業原則を適用すること<sup>1</sup>、また、税務上、損金不算入である管理費に関する規定<sup>2</sup>を再度強調しました。国税総局は、ドラフトにおいて、一部の多国籍企業が、損金不算入である管理費を様々なサービス費に分類することによって、損金処理を試みていることを指摘しています。国税総局は、グループ内役務提供における独立企業原則の理解・見解も示し、また、最近終結した移転価格調査事案と二国間事前確認（以下、「BAPA」）の事案に基き、次の見解を述べています。



注:

<sup>1</sup> 『中華人民共和国企業所得税法』（以下、「企業所得税法」）第41条

<sup>2</sup> 『中華人民共和国企業所得税法实施条例』第49条

1. グループ内役務提供は、サービスの提供者と受領者の双方に便益をもたらすかもしれない。ただし、サービスの提供者がより多くの便益を享受する場合、受領者に対してサービス費を請求すべきではない。
2. サービス受領者は偶発的に得たサービスに対して費用を支払うではなく、受領者にとって必須のサービスに対してのみ対応する費用を支払うべきである。
3. グループの移転価格ポリシーにすでに関連するリターンが加味されている場合、グループ内役務提供によるサービス費の形式で、追加で費用を支払うべきではない。管理と統制機能は、本質的に管理業務と見なすべきである。

## EYの視点及び見解

### 移転価格プランニングへの影響

現在、ほぼすべての多国籍企業がグループ内役務提供を実施しており、いくつかの事案においては税源侵食の一つの手段と見なされています。多国籍企業がグループ内役務提供をアレンジするにあたって、国税総局の当該ドラフトは、その見解とガイドラインを提供してくれると言えます。国税総局の見解は、今後、OECDの税源侵食と利益移転に関する行動計画（以下、「BEPS行動計画」）第10条に関連する意見交換に表れることが予想されます。そのため、グループ内の支払いを通じた国外への所得移転のためのプランニングの機会が制限されるでしょう。企業の主な業務モデルプランニングと密接に関わっている場合、サービス提供者は低税率の国家・地域に所在することが多々あります。

### 機能と位置づけに基づく便益評価

当該ドラフトによると、グループ内役務提供は提供者と受領者の双方に便益をもたらす、且つ多くの場合、サービス提供者が享受する便益がより多いことが強調されています。そのため、グループ内役務提供に対する支払いを中国で損金算入することができるか否かを確定する際には、便益を比較する必要があるとされています。これは、最近の事案での結論と一致しています。中国税務機関は、まず、国外関連者へ支払ったサービス費の「真実性」を審査します。即ちサービスの性質、国内のサービス受領者と国外のサービス提供者のそれぞれが負担する機能・位置づけがサービスのアレンジと不相応なことはないかを審査します。

国税総局は、最近の事案において、グループで研究開発した知的財産の所有権が中国関連企業に帰属しない場合、研究開発サービス費の名目であっても、中国関連企業は研究開発に関するコストを負担すべきではないと判定しています。また、事業主体となる国外企業がバリューチェーンにおける超過収益を享受するのであれば、自社で執行する運営、管理と統制機能に関するコストを負担すべきであり、これらのコストを通常のリターンを確保する中国関連企業からサービス費の名目で徴収するべきではないとしています。

国税総局は、低税率国家・地域にある企業の多くは事業主体と言っても名目のみの事業主体にしか過ぎず、実際には、単に領収書の再発行のみの役割しか担っていないとしており、当該企業に対するサービス費を否認する可能性を示唆しています。この国税総局の事案は、調査の過程において、サービス提供者と受領者に数量的にも品質的にも説得力のあるサポートデータと情報が不足していたことを示しています。中国税務機関は「一貫性」と「透明性」の欠如と見なし、技術的な側面ではなく、より主観的な判断で調整を行う傾向があります。

### コストシェアリング契約（以下、「CSA」）とシェアサービスセンター（以下、「SSC」）

認可されたCSAに基づく国外への関連費用の支払いについては、損金算入が認められ、免税の優遇を受けることができます。しかしながら、公開情報によると、2013年まで、国税総局が正式に認めたCSAの事案は一件もありません。当該ドラフトの記述とおり、国税総局はグループ内役務提供にかかる費用に慎重な態度を取っており、税務上の目的のためだけにSSCをCSAの形式にしようすることに注意を払っています。最近、EYのサポートにより締結したBAPAの事案において、国税総局は、対象取引の本質を確認した上で、CSAを認可しました。CSAが認められたキーポイントには、明らかに双方ともが便益を享受するビジネスモデル、コストの性質と規模、中国企業のコストシェアと現在若しくは将来の受益関係に関する明瞭な説明が挙げられます。（例えば、国外本社が中国関連企業に提供した販売・マーケティングのサポートのコスト、中国企業が獲得する追加収入、予測可能な成長率との関係）。

### サポート資料の準備

国税総局によるこのような分野における詳しい質問と審査の増加に伴い、企業は整理された文書資料（例えば専門的な移転価格同時文書、明晰な法律契約）を準備し、サービス費の支払いの有効性を証明する必要があります。また、国外関連者の情報を入手し、サポート資料の一部とすることで、資料全体の信頼性を強化することができます。

## 無形資産の性質を持つサービス費

技術ライセンス契約書には、技術ライセンス及び技術サポートサービスが同時に含まれることがあります。現在、その中の無形資産とサービスを明確に区別する基準はありません。技術ライセンス使用の対価は源泉所得税に関わるかもしれませんが、サービス費は源泉所得税には無関係です。特定の事案から見ると、中国税務機関はグローバル情報管理コスト、研究開発及びエンジニアリングサポートサービス費などのサービス費を無形資産の使用料と見なし、これらのサービスに対して源泉所得税を課すことがあります。

## まとめ

私どものサポートしたグループ内役務提供に関わる移転価格調査及びBAPAケースによると、機能と位置づけに基づく便益の評価は、中国税務機関の審査における重要な出発点です。データの保存と品質、各企業・法律に関する資料と情報の一貫性、ビジネスモデル、機能、取引、人員とサービスの性質に関する詳細な分析、サービス提供者と受領者のコストなどは不可欠な情報となります。納税者の関連者間取引モデルの実質がCSAと合致する場合には、CSAの税務優遇を認められる可能性を検討することもできます。

当ニュースレターの内容にかかわる詳細な情報につきましては、すでにご連絡させて頂いているEYの担当者若しくは下記のEY中国移転価格サービスの担当パートナーまでご連絡いただくと幸いです。

#### EY移転価格サービス 上海

- ▶ 田雯琦 +86 21 2228 2115 [jessica.tien@cn.ey.com](mailto:jessica.tien@cn.ey.com)
- ▶ 坂出加奈 +86 21 2228 2289 [kana.sakaide@cn.ey.com](mailto:kana.sakaide@cn.ey.com)
- ▶ 邱輝 +86 21 2228 2941 [travis.qiu@cn.ey.com](mailto:travis.qiu@cn.ey.com)
- ▶ 姚志斌 +86 21 2228 3429 [zhbin.yao@cn.ey.com](mailto:zhbin.yao@cn.ey.com)
- ▶ 鄭一國 +86 21 2228 2697 [ll-kook.chung@cn.ey.com](mailto:ll-kook.chung@cn.ey.com)

#### EY移転価格サービス 蘇州

- ▶ 洪吉豊 +86 512 6763 3269 [julian.hong@cn.ey.com](mailto:julian.hong@cn.ey.com)

#### EY移転価格サービス 北京

- ▶ 蘇学敏 +86 10 5815 3380 [joanne.su@cn.ey.com](mailto:joanne.su@cn.ey.com)
- ▶ 韓恒 +86 10 5815 3000 [henrik.hansen@cn.ey.com](mailto:henrik.hansen@cn.ey.com)
- ▶ 高浜学 +86 10 5815 2834 [takahama.manabu@cn.ey.com](mailto:takahama.manabu@cn.ey.com)
- ▶ 杜桂萍 +86 10 5815 2606 [lilian.du@cn.ey.com](mailto:lilian.du@cn.ey.com)

#### EY移転価格サービス 深セン

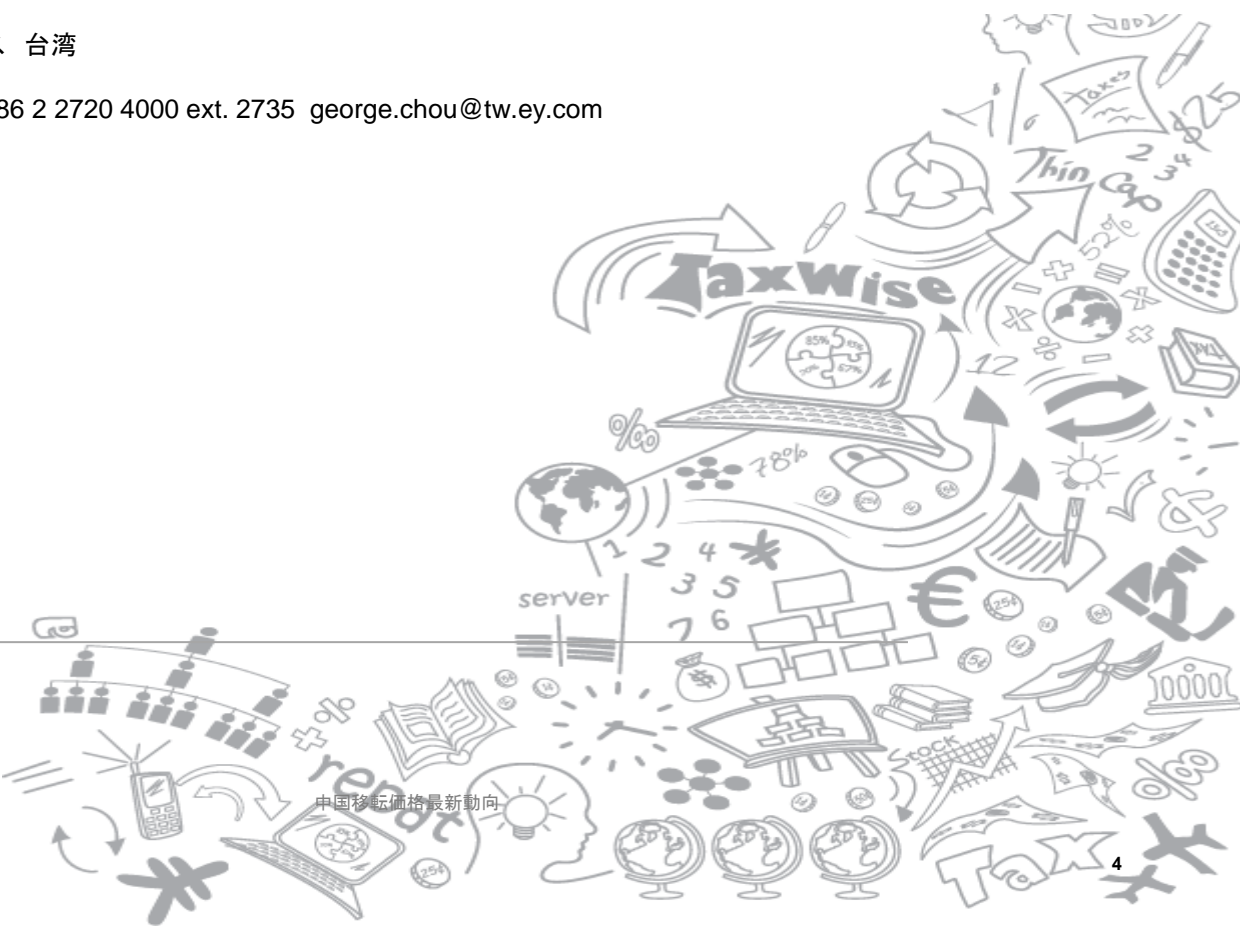
- ▶ 許讯恺 +86 755 2502 8287 [enoch.hsu@cn.ey.com](mailto:enoch.hsu@cn.ey.com)

#### EY移転価格サービス 香港

- ▶ 李偉達 +852 2629 3938 [martin.richter@hk.ey.com](mailto:martin.richter@hk.ey.com)

#### EY移転価格サービス 台湾

- ▶ 周劬培 +886 2 2720 4000 ext. 2735 [george.chou@tw.ey.com](mailto:george.chou@tw.ey.com)



## EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動から信頼を得ています。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応える人材を育成することと、従業員、クライアント、そして地域社会のため、より良い世界の構築に貢献することを目指しています。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、[www.ey.com](http://www.ey.com) をご覧ください。

© 2014 Ernst & Young (China) Advisory Limited.  
版權所有

## EYの中国税務サービスについて

中国におけるEYの930名の税務スタッフは、国内外にわたる豊かな関連専門知識や商業及び業界実務経験を有しています。私どもの税務専門スタッフは統一された手法と質の高いサービスの提供に対する変わらぬ責任意識をもって、安定的かつ準拠性を備える申告体制及び持続可能な税務戦略の構築において、貴社に協力し、貴社の目標実現のために、全力を尽くします。これはEYが業界他社との差別化を図るところです。

APAC No. 03000785  
ED None.

本配布物は参考とされることのみを目的としており、最終決定の根拠とするものではありません。ご質問等ございましたらご連絡ください。

[ey.com/china](http://ey.com/china)